

最良執行方針 新旧対照表 (2017年12月16日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: right;">2017年12月16日改定 株式会社 SBI 証券</p>	<p style="text-align: right;">平成27年4月1日改定 株式会社 SBI 証券</p>
<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (略)</p> <p>(1) 上場株券等 (略)</p> <p>【1】SOR 対象銘柄以外の場合 (略)</p> <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト (http://www.sbisecc.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合、<u>及び、お客様の注文金額が所定の金額【当社 WEB サイト (http://sbisecc.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】を上回る場合は、金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）に取次ぐことといたします。なお、注文金額とは、指値注文の場合には指値価格に注文数量を、成行注文の場合には金融商品取引所市場の最良気配価格に注文数量をそれぞれ乗じたものになります。</u></p> <p>2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。 <u>J-Market、X-Market、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、取次ぎ先市場の順位を決定いたします。</u></p> <p>(a) <u>金融商品取引所市場の最良気配価格が有利な場合</u> 1 <u>注文の全数量を金融商品取引所市場に取次ぎます。</u></p> <p>(b) <u>PTS 市場（J-Market、X-Market）の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値または有利な場合</u></p>	<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (略)</p> <p>(1) 上場株券等 (略)</p> <p>【1】SOR 対象銘柄以外の場合 (略)</p> <p>【2】SOR 対象銘柄の場合</p> <p>1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト (http://www.sbisecc.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自動判定された取次ぎ先に取次ぐことといたします。別途定める時間外の注文である場合は、<u>委託注文の取次ぎは、金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）に取次ぐことといたします。</u></p> <p>2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。 <u>(a) J-Market の最良気配価格と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、J-Market の価格が有利となる場合にあっては(b)の判定を、金融商品取引所市場の価格が有利となる場合にあっては(c)の判定を行います。</u></p> <p><u>(b) ア お客様の注文金額が所定の金額【当社 WEB サイト (http://www.sbisecc.co.jp) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】を上回る</u></p>

1 注文が J-Market または X-Market のいずれかで約定した場合の 1 株あたりの約定代金を比較し、取次ぎ先市場の取次ぎ順位を下記ア、またはイのとおり決定いたします。(必ずしも各PTS 市場で表示される最良気配価格の順にその取次ぎ順位が決定されるものではなく、また、最良気配価格等で約定されるものではありません。)

ア 1 株あたりの約定代金を比較して、X-Market が J-Market よりも同一代金または有利な場合

X-Market、J-Market の順で取次ぎを行います。

イ 1 株あたりの約定代金を比較して、J-Market が X-Market よりも有利な場合 J-Market、X-Market の順で取次ぎを行います。

3) 2) (b)において、PTS への発注は、次のとおり行います。

(a) 成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は金融商品取引所市場の最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。

(b) PTS 市場では、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量が約定します。

(c) PTS 市場にて約定が成立しなかった場合、または一部約定となった場合には、残数量を金融商品取引所市場へ当初の指値または成行注文として発注いたします。そのため、1 注文が複数市場（金融商品取引所市場、J-Market、X-Market）に跨って約定が成立する場合がございます。

場合は、(c)の判定を行います。なお、注文金額とは、指値注文の場合には指値価格に注文数量を、成行注文の場合には金融商品取引所市場の最良気配価格に注文数量を、それぞれ乗じたものとなります（(c)イ(ア)において同じです。）。

イ ア以外の場合における指値注文については、J-Market の最良気配価格と指値価格を比較し、買い注文時にお客様の指値価格が J-Market の最良気配価格を下回る場合、及び、売り注文時にお客様の指値価格が J-Market の最良気配価格を上回る場合は、(c)の判定を行います。

ウ ア・イ以外の場合であっても、金融商品取引所市場の流動性が J-Market の流動性より高いと判断された場合は、(c)の判定を行います。

エ ア～ウ以外の場合については、J-Market の総約定代金と X-Market の総約定代金を比較し、有利な市場へ取次ぎを行います。

(c) ア X-Market と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の価格が有利となる場合は、金融商品取引所市場へ取次ぎを行います。

イ X-Market と金融商品取引市場の最良気配価格を比較し、X-Market の価格が有利となる場合は、下記の判定を行います。

(ア) お客様の注文金額が所定の金額【当社WEBサイト(<http://www.sbisecc.co.jp>)で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】を上回る場合は、金融商品取引所市場へ取次ぎを行います。

(イ) (ア)以外の場合における指値注文については、X-Market の最良気配価格と指値価格を比較し、買い注文時にお客様の指値価格が X-Market の最良気配価格を下回る場合、及び、売り注文時にお客様の指値価格が X-Market の最良気配価格を上回る場合は、金融商品取引所市場へ取次ぎを行います。

(ウ) (ア)(イ)以外の場合であっても、金融商品取引所市場の流動性が X-Market の流動性より高いと判断された場合は、金融商品取引所市場へ取次ぎを行います。

(エ) (ア)～(ウ)以外の場合については、X-Market へ取次ぎを行います。

<p>(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄） (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p> <p>4. その他 (略)</p> <p>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</p> <p>また、SOR 対象銘柄を上記 2. に従い PTS において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。</p>	<p>(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄） (略)</p> <p>3. 当該方法を選択する理由 (略)</p> <p>4. その他 (略)</p> <p>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</p> <p>また、SOR 対象銘柄を上記 2. に従い PTS において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。<u>そのため、以下の各点につきましてご了解ください。</u></p> <p>1) <u>成行注文として発注いただいた注文については金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。したがって、買い注文であれば指値を上回る価格、売り注文であれば指値を下回る価格では約定しないため、成行注文の場合に比して約定成立の可能性が低くなる可能性があります。</u></p> <p>2) <u>また、その場合であっても、一度 PTS に発注された注文について、優先市場に自動的に回送されることはありません。</u></p>
---	--

以上